

北海道檜山振興局告示第 1023 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 6 年（2024 年）8 月 8 日

北海道檜山振興局長 笠井 敦史

1 入札に付す事項

(1) 契約の名称

環境に優しい地域モビリティ導入のための調査・検討業務委託

(2) 契約の目的の仕様等

環境に優しい地域モビリティ導入のための調査・検討業務委託業務処理要領のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和 6 年北海道檜山振興局告示第 1023 号に規定する環境に優しい地域モビリティ導入のための調査・検討業務委託に関する資格を有すること。

(2) 道内に事業所を有すること

(3) 過去 5 年間に於いて、令和 6 年（2024 年）8 月 8 日に一般競争入札の公告を行う環境に優しい地域モビリティ導入のための調査・検討業務委託契約と、種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行を終えたものであること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の（3）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあつては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の（2）及び（3）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 6 年 8 月 8 日から令和 6 年 8 月 20 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない

ウ 申請書類の提出先

檜山郡江差町字陣屋町 336-3 北海道檜山振興局地域創生部地域政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道檜山振興局地域創生部地域政策課及び同課ホームページ

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道檜山振興局 2階 203 会議室

(2) 入札日時 令和 6 年 9 月 2 日 (月) 午後 1 時 30 分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結しようとする者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 151 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

13 その他

(1) 無効入札

開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称

北海道檜山振興局地域創生部地域政策課

イ 所在地

檜山郡江差町字陣屋町 336-3

ウ 電話番号

0139-52-6481

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。